

# 「深簷胡帽」考

## ——蒙元時代における女真族の帽子の盛衰史

張佳 復旦大学文史研究院

(初稿のため、引用を禁ず)

原文は中国語、翻訳：丁莉（北京大学）

### 概要：

明太祖の洪武元年に発した「胡服」を改める詔令には、元の時代に流行っていた「深簷胡帽」も対象となっていた。蒙元時代（訳者注：モンゴル時代）の資料を総合的に考察すれば、鮮明な時代的特徴を持つ「深簷胡帽」は即ち「幔笠」（もしくは漫笠、方笠、四角笠子）のことだと判明する。「幔笠」はそもそも金の女真族の服飾であったが、後にモンゴル人に受け入れられ、さらに蒙古の遠征とともに中国、高麗、中央アジアないしペルシアにまで広がった。君主から大臣官僚、知識人、庶民に至るまで各階層で広く着用されていた。元明交代以後、「深簷胡帽」が漢民族の士大夫たちに、元の時代に中国がいかに胡化（訳者注：異民族化、胡は北方や西域の異民族のこと）されたかの重要な象徴だとされ、たちまち歴史の表舞台から姿を消してしまった。朝鮮半島においても、高麗から朝鮮王朝への交代の際に似たようなことがあった。

「幔笠」は鮮明な時代的特徴を備えているが、これまでの蒙元服飾研究においては正確に理解されておらず、明の帽子との混同も見られた。「幔笠」に関する研究は、重要な図像資料の生成時代を明らかにすることができる。また、東アジアにおける「幔笠」の流行と衰退は、かつて一世を風靡した「モンゴル風」の盛衰や、東アジア儒者知識人の「胡漢・華夷」思想の消長の歴史の一側面を物語っているといえよう。

## 一．序文：ある史料の校勘から

洪武元年 2 月の壬子（1368 年 2 月 29 日）に、即位からわずか 38 日の明太祖朱元璋（1328-1398）はかの有名な「胡服<sup>1</sup>」をなくす詔令を出し、「復衣冠如唐制」、即ち唐代当時の服装への回帰を臣民に呼びかけた。これは、新王朝が文化的には「中国の伝統」を継承しようとしたことを示している。『明太祖実録』には、この詔令の内容に関する以下の抜粋がみられる。

詔して衣冠を復すること唐制の如くならしむ。初め元の世組は朔漠より起りて、以て天下を有す。悉く胡俗を以て中国の制を変易す。士庶みな辯髪椎髻、深襠胡俗、衣服は袴褶窄袖及び辯線腰褶をなし、婦女は窄袖の短衣を衣、下に裙裳を服し、復た中国衣冠の旧なし。甚しければ其の姓氏を易えて胡名となし、胡語を習う。俗化既に久しく恬として恵しむを知らず。上久しくこれを厭う。是に至り悉く命じて衣冠を復して唐制の如くならしむ。……両截の胡服を服すを得ず、其の辯髪椎髻、胡服、胡語、胡姓は一切禁止し、斟酌損益すること、みな聖心より断じたり。是において百有余年の胡俗、悉く中国の旧に復せり矣。<sup>2</sup>

中国近世の文化史において、これは非常に重要な文献であり、蒙元史と明史の研究者によってしばしば引用されている。しかし、この詔令に記される具体的な服飾品についての研究は管見ではまだ行われていない。今日一般的に使われている台湾中央研究院歴史言語研究所校印本『明実録』は、明や清の数種の写本を組み合わせ、校勘を行ったものである

<sup>1</sup> 本文で用いる「胡服」「胡化」「華夷」「夷夏」などの語彙は従来の表現を踏襲したものであり、特定の価値観を表すものではない。

<sup>2</sup> 『明太祖実録』30、台湾中研院史語所校印本、p.525

が、誤った記述が多くみられる。この詔令の表現に見られる相容れない点についても、きちんととした校勘がなされておらず、整合性があるわけではない。

例えば、「深簷胡俗」の「簷」という字は、『洪武正韵』などの字書によると、古代服飾品の「蔽膝」<sup>3</sup>にあたるというが、それでは「深簷胡俗」という語句の意味が成り立たない。『太祖実録校勘記』では「旧校の『俗』という字を『帽』に変えた」<sup>4</sup>が、それでも「深簷胡帽」の意味が分りにくい。幸い、嘉靖以降、明代における『実録』の諸写本が公になつたので、明朝後期の歴史家の間で歴史書の編纂時に『実録』を引用することが頻繁に行われた。周藩宗正である朱睦<sup>5</sup>(1517-1588)は、洪武朝の政事記録である『聖典』の中で、『実録』のこの記事を引用し「深簷胡帽」<sup>5</sup>とした。嘉靖『宣府鎮志』や顧炎武『日知録』の中でも引用され、同じく「深簷胡帽」となっている<sup>6</sup>。また、この詔令の前後の文脈から、「辯發椎髻」を元代の髪型、「袴褶窄袖」をその服装、「深簷胡帽」を帽子の様式とすれば、文の意味も成立する。上記の要素を総合的にみると、通行本『明太祖実録』に見られる、「胡服」を改める詔令にある「深簷胡俗」という語句は、「深簷胡帽」としなければならない。「簷」は「簷（異体字は「檐」）」と形の類似による誤りで、「俗」は前の文にある「胡俗」の語に影響され、「帽」を「俗」と間違えた。

しかし、「深簷胡帽」とは一体どのような帽子なのか。元朝においてどの程度流行していたのか。元朝から明朝に変遷されたのち、「胡服」禁令によって果たして人々の生活から姿を消してしまったのだろうか。校勘だけでは答えを出すのは困難である。そこで、元朝や明朝の史料、とりわけ社会生活の実態を反映した図像資料を用い、その答えを探って

<sup>3</sup> 宋濂等『洪武正韵』卷 6。

<sup>4</sup> 『明太祖実録校勘記』p103。『校勘記』では「胡俗衣服」は一つの語句とされているが、必ずしも妥当ではないと（筆者は）考える。

<sup>5</sup> 朱睦<sup>6</sup>『聖典』卷 9 「易俗」、『四庫全書存目叢書』史部第 25 冊 p342。

<sup>6</sup> 嘉靖（1970 年）『宣府鎮志』、『中国方志丛书・塞北地方・察哈尔省』に収録、台北成文出版公司、1970 年、卷 20、p216。陳垣『日知錄校注』卷 28、2007 年、p1624、安徽大学出版社。

みたい。

## 二．名を正す：元代「瓦楞帽」という名の誤用

「深簷胡帽」は文字通り「深簷（長いひさし）」が特徴である。元朝の図像資料からも分かるように、このいささかユニークな帽子は元朝では頻繁に着用されていた。この帽子は早くから中国の服飾史を研究する学者たちに注目されていた。沈從文氏（1902-1988年）による『中国古代服飾研究』



図1

（1981年香港で出版）の中で、元至順（1330-1332年）の刻本『事林廣記』に掲載されているすごろくを楽しむ人々の図（図1）を取り上げ、図中の役人がかぶっている「深簷（長いひさし）」、四角、方形の帽子をはじめて「四方瓦楞帽<sup>7</sup>」と名付けた。沈氏の著書は中国の服飾史研究の草分け的な存在であり、大きな影響を持っている。

「瓦楞帽」という名称もその後の服飾史研究において踏襲された。ただ、この種類の帽子は「四楞（もしくは四角）」のものが多く見られるが、「六角」タイプのものも時折みられる。そこで研究者たちによって「四楞瓦楞帽」や「六楞瓦楞帽」などの名称も作られた<sup>8</sup>。



図2

中国古代のものを研究する難しさは、図像資料や出土品にそもそも名前がなく、それらをどう命名するかということである。極めて確かな文献と照らし合わせることができない

<sup>7</sup> 沈從文『中国古代服飾研究』146「元代玩双陸図中官僚和僕從」、上海書店出版社、2011年、p535。

<sup>8</sup> 趙剛『中国服装史』、清華大学出版社、2013年、p117。

場合、学者はその物の形から名前を付けるという便宜的な方法を用いることが多い。実際に、「瓦楞帽」という名称は蒙元時代の文献には一切見られず、沈氏の命名は便宜的なものにすぎなかった。幸いにも、明洪武4年の『魁本対四言雜字』（現存する最古の図鑑）の復刻版が日本で刊行された。それには、このような帽子は「幔笠」という名称で表記されている（図2を参照<sup>9</sup>）。元朝の文献には「縵笠」とも表記されている。この他、形状が四角形で他の帽子とは異なるため「方笠」という表記もある。さらに、元朝ではこの帽子のもつ独特な「深簷（長いひさし）」という特徴を吟じる人々も多くいた。例えば、散曲家の王和卿がはげ頭の者が幔笠をかぶって頭を隠すという小令『天淨沙・咏禿』の中で以下のように詠んでいる。

笠のひさしは両肩までのび、頭を覆う布は眉毛の位置まで固定されている。ゆったりとそれをめくりあげ、そして慌てて「君子よ、顔が見えないではないか<sup>10</sup>」と言った。

曲中の「笠のひさしは両肩までのび」という個所は、いうまでもなく幔笠の「長いひさし」の特徴を大げさに描写している。

単に「幔笠」（もしくは「方笠」）という歴史上本来の名称に戻すだけであれば、これほどの紙幅を費やして論ずるまでもない。

図3

ここで特に指摘しておきたいのは、沈從文が「幔笠」を便宜的に「(四方) 瓦楞帽」と命名したことが、意外にも明朝の服飾史乃至元・明の社会文化史の研究を誤った方向へと導いたことである。「瓦楞帽」という名称は元朝のいかなる資料の中にも確認されてい



<sup>9</sup> 『魁本対四言雜字』、『和刻本中国古逸書叢刊』15、鳳凰出版社、2012年、p344。

<sup>10</sup> 楊朝英編纂（1958）『朝野新声太平樂府』3、p110、中華書局、

ないが、明朝後期の史料には非常に多く見られる。明朝の「瓦楞帽」はてっぺんが折り返された形状になっており、瓦にその形が似ていることからこのように命名された。これは、明朝末期の人物が登場する図像資料にはよく見られる（図3を参照。曾鯨（1568～1650年）による張卿子像）。沈氏の『中国古代服飾研究』という一冊が大きな影響力を持つようになる以前に、名物事典の中での「瓦楞帽」の解説には誤りはなかった。例えば、華夫氏が中心となって編纂した『中国古代名物大典』（济南出版社、1993年）では以下のように書かれている。

瓦楞帽、略称を「瓦楞」と呼び、てっぺんを折り返した瓦のような帽子である。  
明代の庶民は皆これをかぶっていた<sup>11</sup>。

しかし、沈氏の著作よりもあとに出版された服飾史著作や最近の名物事典などの多くは、明朝の「瓦楞帽」を元朝の「幔笠」だと間違えている。例えば、『中国文物大辞典』（中国文物学会専家委員会編、2008年）の「瓦楞帽」の項目には「金・元の時代にはすでに存在し、明朝では庶民のみが着用した」とある。つまり、きちんとした根拠や調査に基づくことなく、「瓦楞帽」に関する従来の解釈を沈氏の研究と無理やりくっつけてしまったのである（筆者の固陋ゆえ、金朝や元朝の文献の中では、明朝のような「瓦楞帽」は発見できていない）。『中国設計全集・服飾類編』（張秋平等編集、2012年）の「元代瓦楞帽」の箇所を見ると、さらに様々な研究を取り入れており、「北方の遊牧民の間で流行した帽子で、明朝で踏襲された……瓦楞帽は明朝の庶民がかぶっていた。」とあり、多くの文献を引用して、この帽子が当時の流行であることを証明しようとしている<sup>12</sup>。このような例は

<sup>11</sup> 華夫等編集『中国古代名物大典』、济南出版社、1993年、p529。

<sup>12</sup> 張秋平等編『中国設計全集・服飾類編』、商務印書館、2012年、p55。黃能馥等編『中国服飾史』、

他にもあるが、紙幅の関係でここでは逐一列挙しない。

「瓦楞帽」という名称の誤用は、元明社会文化史の研究をも誤った方向に導いた。蒙元時代（モンゴル時代）の歴史的位置づけへの困惑から、明朝に対する蒙元の影響は非常に注目されるテーマである。研究者の中で、明朝後期に流行した「瓦楞帽」は、文化面において蒙元の影響を受け、「胡風」が流行した典型的な例だとする<sup>13</sup>。上記の考察から分かるように、これは元朝の「幔笠」と明朝の「瓦楞帽」が混同された故に生れた誤解である。

### 三．起源と広がり：幔笠の起源とアジアにおける広がり

洪武元年の禁止令により、「深簷胡帽」はモンゴルというレッテルを貼られてしまう。「幔笠」というのは確かに元朝で流行したが、そもそもその起源はモンゴル民族の服飾ではない。考古学の資料を見ると、この類の帽子は、金の時代にはすでに中原地区に存在していた。今日発見された中で最も古く、確実な幔笠に関する図像資料は、山西省高平県李門村で発見された、金正隆2年（1157年）の石刻女真人樂舞図（図4を参照）である。



図4

この資料は女真族の雰囲気を色濃く表しており、登場人物が辯髪をし、先が尖った靴を

中国旅游出版社、1995年、p.297。董進（擷芳主人）『大明衣冠図志』は管見ではこれまでの明代服飾研究における最高の専門書だが、残念ながらこの誤りはそのまま踏襲されている。（北京大学出版社2016年、p316）

<sup>13</sup> 罗玮『汉世胡风：明代社会中的蒙元服饰遗存研究』、首都师范大学修士学位論文、2012年、pp. 24-26。

履き、蹀躞帶を着け、また笛や太鼓などを演奏に使うなど、これらはすべて、北宋と南宋の文献に描かれている女真族の風俗と合致する<sup>14</sup>。この帽子が元朝で多く見られる帽子と若干異なるのはその先端である。ここのは先端がとがっているが、元朝で多いのは四角で、金大安2年（1210年）山西省の候馬董玘墓にあるレリーフに見られる。（図5を参照、上部に飾りがある）



図5

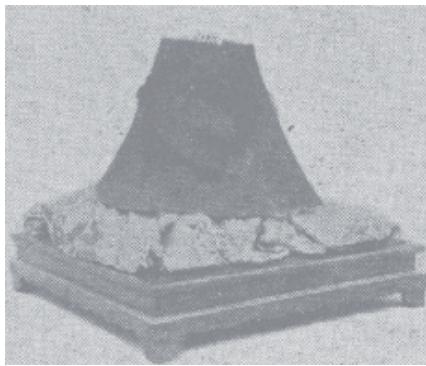


図6



図7

現在発見された資料から推定すると、女真族の帽子に端を発したこの「幔笠」は、およそ金朝末期から中原地区の漢民族の中で流行しはじめたものである。元朝初期の北方地域の古墳からはこの帽子の図像や実物が多く出土している。山西省大同市にある馮道真（1265年）の墓からは籐製の幔笠が出土された。その後、王青（1297年）の墓でも籐製と草製の幔笠が出土している<sup>15</sup>（図6を参照）。陝西省の蒲城洞耳村壁画墓（1296年）には、モンゴル帝国時期における北方地域の漢民族、女真族、そしてモンゴル族の3つの文化の融合が見られる（図7を参照）。氏名や戸籍で見ると、墓に埋葬された男女は共に漢

<sup>14</sup> この図の紹介は、景李虎『金代樂舞劇石刻的新發現』、『文物』1991.12のpp34-37を参照。やはり沈從文の影響を受けて図の中の方笠を「瓦楞帽」と表記している。女真族が漢民族の文化を大きく取り入れる以前は、楽器は比較的単純なつくりをしていた。『三朝北盟匯編』では「其の楽器は即ち唯鼓、笛、其の歌は即ち鷦鷯の曲なり。」という記述がある。

<sup>15</sup> 『山西省大同市元馮道真、王青墓清理簡報』、『文物』1962.10。

民族であるが、モンゴル名もあった。壁画の人物は総じて女真族（前合せが左前、幔笠）とモンゴル族（腰線襖、罟罟冠）のスタイルを融合した服装をしている。つまり、早くも元朝初期には、幔笠が北方民族の間で日常的に着用するものになっていたことが分かる。

一方、中国の南方地域の状況は北方地域とは異なる。長く続いた宋と金の軍事的対立のもとで、儒学でいう「華夷の弁」の考え方では、南宋朝廷が人心を掌握し、戦いに備える精神的支柱であった。これは、南宋の思想や文化に影響しただけでなく（例えば、南宋の人々の教科書となった胡安国（1074～1138年）の『春秋伝』は「攘夷」を主な特徴とした<sup>16</sup>）、日常生活にも影響を及ぼした。南宋の朝廷や士大夫たちは、異民族の風俗や風習が浸透することを極度に警戒した。紹興年間政局が安定すると、宋高宗は「かつての我々の領土はまだ取り戻していないため、漢民族の文化で夷（未開の異民族）を感化しよう」とし、庶民が胡楽、胡舞に倣い、長跪して献酒するなどの女真族の娯楽に興じることを禁じた<sup>17</sup>。金朝より南宋領内に逃れてきた「帰正人」は、南宋政府より居場所を与えられるとともに、胡服を着用しないことも要求された<sup>18</sup>。宋孝宗が在位していた乾道四年（1168年）には、臨安の庶民が「胡俗」に倣うことに対しても注意喚起がなされた。以下は南宋社会の日常での「夷夏の弁」の意識を表した興味深い文献である。

臣僚言「臨安府風俗、自十数年、服飾亂常、習為胡裝、聲音亂雅、好為胡樂。如插棹籠、不問男女、如吹鶴鶴、如撥胡琴、如作胡舞、所在而然。此皆小人喜新、初則効學以供戲笑、久習之為非、甚則上之人亦將染之、與之俱化矣。臣竊傷悼、中原士民沦於左衽、延首企踵、欲自致于衣冠之化者、三四十年却不可得、而東南禮儀之民、乃反

<sup>16</sup> 牟潤孫『両宋春秋学之主流』、『注史斎叢稿』、中華書局、2009年、p69-87。

<sup>17</sup> 馬端臨『文献通考』卷310、浙江古籍出版社、2000年、p2436。

<sup>18</sup> 李之亮点校『宋史全文』卷24上、黒竜江人民出版社、2000年、下冊、p1640。

墮于胡虜之習而不自知、甚可痛也。……伏望戒敕守臣、檢坐紹興三十一年指揮、嚴行禁止、犯者斷罪、令衆自然知慎矣。”詔從之。<sup>19</sup>

この史料からみると、金朝の服飾が南宋に一定の影響を与えたことは確かである。しかし、その影響を過大視し、南宋の服飾が「北方民族と混ざり合い、同一化した<sup>20</sup>」と見るべきではない。中国の南北の服飾文化が「混ざり合い同一化した」という状態は、元朝が江南を統一し、地理的あるいは心理的な華夷の境界線が徐々に消滅した後に発生したものである。少なくとも、南宋の使節が残した大量の文献を見ると、服飾品における大きな差異は宋と金の人々の最も直観的差異である。例えば、乾道6年（1170年）に範成大が金に派遣された際に、開封を通り、以下のことに気が付いている：

民亦久習胡俗、態度嗜好與之俱化。男子髡頂頂、月輒三四髡，不然亦間養余髮、作椎髻於頂上、包以羅巾、號曰“踢鵝”、可支數月或几年。村落間多不復巾、蓬辯如鬼、反以為便。最甚者衣裝之類、其制盡為胡矣。自過淮已北皆然、而京師尤甚。惟婦女之服不甚改，而戴冠者絕少，多绾髻。<sup>21</sup>

淳熙丙申（1176）年に周輝は金に派遣され、金の統治が及ぶ睢陽地区に入り、以下のように述べている。

入境、男子衣皆小窄、婦女衣衫皆極寬大……無貴賤、皆著尖頭靴、所頂之巾、謂

<sup>19</sup> 『咸淳臨安志』47卷、（1990年）『宋元方志叢刊』第4冊中華書局 p3775-3776。

<sup>20</sup> 劉復生『宋代「衣服変古」乃其時代特徴—兼論「服妖」現象的社会意義』、『中国史研究』、1998・2、pp. 88-89。宋代の服装が北方民族の影響を受けた内容は、この論文で最も詳細に取扱っている。

<sup>21</sup> 範成大（2002年）『攬轡錄』、孔丹礼点校『範成大筆錄六種』中華書局、2002年、p12。

之蹕鴟。<sup>22</sup>。

この時南北分裂から半世紀しか経過していないが、北方民族の服装や髪型には、既に南方と大きな違いが生まれていた。範成大や周輝が目にしたのは、明らかに南宋で見慣れた服装や髪型ではない。政治的な境界線、更には「夷夏之防」という心理的な境界線によって、北方民族の服飾が南方に伝わることが阻まれたのである。この状況に変化が生じたのは、元朝以降であった。

「幔笠」は南宋末期に金やモンゴル族が支配していた淮北地区において流行したが、南宋治下の地域ではそれほど大きな影響はなかった。南宋が滅亡する直前の徳祐2年（1276年）2月に、左相の呉堅一行が祈請使としてモンゴルに派遣され、河を渡りかつて金朝の地であった邳州に到着した際、「これより先、人々はみな笠をかぶっており、服装も我々と異なっている」ことに気付いたという<sup>23</sup>。モンゴル民族による南宋の征服がすむにつれ、人々異国、異民族のものという色彩を帯びていた幔笠は、瞬く間に南方へと伝わり流行した。宋濂は、南宋の遺民で撫州士人であった李士華（1266～1352年）のために作成した墓誌の中で次のように記している。

会宋亡為元、更易方笠、窄袖衫、処士独深衣幅巾、翹翔自如、人競以為迂。処士笑曰「我故国之人也、義當然尔。」<sup>24</sup>

故国の服装を断じて変えないのは、李士華のようなごく少数の遺民たちだけであった。

<sup>22</sup> 周輝『北轍錄』、顧宏義点校『宋代日記叢編』、上海書店出版社、2013年、p1134。

<sup>23</sup> 嚴光大『祈請使行程記』、王瑞来『錢塘遺事校箋考原』、中華書局、2016年、p331。

<sup>24</sup> 宋濂『北麓処士李府君墓碣』、黃靈庚点校『宋濂全集』卷69、人民文学出版社、2014年、p1647。

出世の機会を狙い、多くの士人は笠をかぶり、北方民族の格好をすることを、モンゴル族の征服に対して従順である証拠とした。江南平定当初、文人の胡長孺（1249～1323年）は都に呼ばれたときに笠をかぶっていったと言われている。『農田余話』に興味深い記述がある。

趙文敏孟頫、胡石塘長孺、至元中有以名聞于上、被召入。見問文敏「会甚麼？」奏曰「做得文章、曉得琴棋書画」。次問石塘、奏曰「臣曉得那正心、修身、齊家、治國、平天下本事」。時胡所戴笠相偏欹、上曰「頭上一個笠兒尚不端正、何以治國平天下！」竟不錄用。<sup>25</sup>。

野史の中の話は必ずしも事実であるとは限らない。しかし、笠をかぶるのは元朝の江南地域では確かに流行していた。至順年間に刊行された日用類書である『事林廣記』には「笠とは、古くは外国のものだったが、今では庶民は皆それをかぶっている。」<sup>26</sup>とある。図像資料からみると、幔笠を着用する人は必ずしも特定の家柄や社会階層に限ったということではないようだ。元朝文学者である虞集（1272～1348年）の後世に伝わった画像（図8を参照）では、

---

<sup>25</sup> 長谷真逸『農田余話』卷2、『四庫全書存目叢書』子部第239冊、pp. 333-334。

<sup>26</sup> 『事林廣記』後集卷10、『統修四庫全書』第1218冊、p373。



図 8



図 9



図 10

頭に黒い笠をかぶっていることがわかる。元朝末期に張士誠を「幕府文人」と風刺した散曲の中で、「皂羅辯兒緊紮捎，頭戴方檐帽」<sup>27</sup>とあり、辯髪で幔笠をかぶったような文士像が描かれている。また、福建将楽楊氏家族の壁画墓に描かれる車夫や召使いも同様の笠をかぶっている（図 9 を参照）。

幔笠の流行は、元朝末期まで衰えることはなく、皇帝もその流行に乗るほどであった。現存する元の帝王の肖像画を見ると、鉢笠以外に幔笠を着用する者もあった。元朝周朗『天馬図』を模写した明の作品には元の順帝も幔笠を着用している（図 10 を参照）。幔笠が流行した地域も中国に止まらず、モンゴル族の征服と共にアジア各地域にも広がった。

10 世紀以降、高麗は遼と金の両国と国境を接していた。武力で迫られ、高麗はこの 2 つの北方民族政権に対して臣服するしかなかった。しかし、文化政策で言えば、高麗がとったのはむしろ後の朝鮮による「小中華主義」と類似する態度であった。即ち、中原地区の文明を受け入れ、できる限り遊牧民族の風習が浸透するのを回避した、という態度で

<sup>27</sup> 瞿佑『帰田詩話』下巻、喬光輝『瞿佑全集校注』、浙江古籍出版社、2010 年、p.473。

ある。初代高麗王である王建（877-943）は、著名な「訓要十条」でこのように述べている：

我東方旧慕唐風、文物礼樂、悉尊其制……契丹是禽獸之國、風俗不同、言語亦異、衣冠制度、慎勿效焉。<sup>28</sup>。

学者たちの間で『高麗史』の記載の真偽に関する意見が分かれているが、記述の中に高麗の文化人が中華に憧れ、中華を慕う「慕華意識」が現れているのはいうまでもない。高麗末の政治家である趙浚（1346～1405年）は高麗の服装の変化を「祖宗衣冠礼樂、悉遵唐制；迨至元朝、圧於時王之制、變華從戎（祖先の服装や礼樂は悉く唐制に従ったが、元朝に至ると、時の王に抑えつけられ、漢民族のものから異民族のものに変えてしまった。）」<sup>29</sup>と述べている。『高麗史』で記載されている輿服制度は、唐と宋の制度がかなり混ざり合ったものである。北宋末期の使節である徐兢は高麗で見たものを記録し、以下のように述べている：

（高麗）唐初稍服五采……逮我中朝、歲同信使、屢賜裘衣、則漸漬華風、被服宏休，翕然丕變、一遵我宋之制度焉、非徒解辨削衽而已也。<sup>30</sup>

しかし、このような儒教文化の影響から生まれた「夷夏」意識や服装のしきたりにおける「慕華」政策は、蒙元時代に入ると一変したのである。

モンゴルの9回にもわたる高麗侵攻（1231～1273年）への抵抗に失敗した後、高麗

<sup>28</sup> （2012年）『高麗史』2巻、『太祖二』第1冊 p26、台北文史哲出版社。

<sup>29</sup> 趙浚『松堂集』3巻、『韓国文集叢刊』大6冊 p425。

<sup>30</sup> 徐兢『宣和奉使高麗図經』卷七「冠服」。

はモンゴルの世界体系に組み込まれることになった。クビライは高麗に対して服装を変えないことを許可したが、クビライの駒馬（娘婿）になった高麗の忠烈王（1274～1308年在位）は服従の態度を示すために、自ら「辯髪胡服」にしただけでなく、1278年に全国の人々にモンゴル服の着用を命じた。

令境内皆服上国衣冠、開剃。蒙古俗、剃頂至額、方其形、留髮其中、謂之開剃<sup>31</sup>。

この命令が出されると、「宰相から官僚まで、頭を剃らぬ人はいない」ことになり、儒者でさえ免れることができなかった。高麗におけるこのような徹底的なモンゴル化にはクビライも驚きを隠せなかった。

(世祖)因問(高麗人)康守衡曰「高麗服色何如」。対曰「服鞑靼衣帽。至迎詔賀節等時、以高麗服將事。」帝曰「人謂朕禁高麗服、豈其然乎！汝國之禮、何遽廢哉！」<sup>32</sup>

忠烈王16年（1289年）には、高麗の儒臣である鄭可臣は辯髪に笠という姿でクビライに謁見した。騎馬民族風の格好は儒者の身分に合わないため、クビライは「笠を外す」ことを命じ、「秀才は辯髪をしてはいけない、頭巾をかぶる方がよろしい」と諭した<sup>33</sup>。

しかし、高麗における笠の流行はその後も続き、高麗末期の恭愍王や禑王の時期には、むしろ幘笠（方笠）は役人（代言班主以上は黒草の方笠）や各司胥吏（白い方笠）が公式の場で着用するものとなつた<sup>34</sup>。

<sup>31</sup>『高麗史』卷72「輿服」第二冊、p476。

<sup>32</sup>『高麗史』卷28「忠烈王一」。

<sup>33</sup>『高麗史』卷105「鄭可臣伝」。

<sup>34</sup>『高麗史』卷72「輿服一」。



図 11



図 12

モンゴルの支配者たちは、幔笠を東アジアに限らず、中央アジアや西アジアにも持ち込んだ。高昌故城で出土した回鶻文刻本の仏本生譚の挿絵には、インド人もみな幔笠をかぶっている（図 11 を参照）。14 世紀イルハン朝の歴史家ラシードゥッディーンが編纂した歴史分野の大著『集史』のなかでも頭に幔笠をかぶったモンゴル族の君主が登場する（図 12 を参照）。元々女真族の服飾であった幔笠は、モンゴル族によって受け入れられたのち、彼らの支配がアジア各地に及ぶにつれ、アジア地域に広がったのである。モンゴルの征服が政治、民族、そして文化の垣根を超えた象徴の一つとして見ることができる。

#### 四．再び垣根を作る：幔笠の消失と東アジア「夷夏」意識の消長

14 世紀後半に元が滅亡し、異なる民族の文化が自由に融合する歴史は短くも幕を閉じた。モンゴル帝国の廃墟と化した地に、政権同士の地理的な境界線や民族間の心理的な界線が再び明確になった。新しくできた明帝国は北元の軍事圧力と、内部の社会秩序の問題を同時に対処しなければならず、その解決方法のひとつとして、儒教の「華夷の弁」の思想を改めて打ち出し、文化の上で「用夏变夷（夏を用て夷を変ず）」「復我中国先王之旧（我が中国先王の旧を復す」を宣言することと、脱モンゴル化運

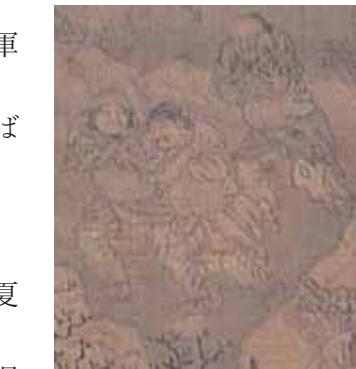


図 13

動を行うことで自らの政権の正当性を造り出すことである<sup>35</sup>。この政治および文化方面での大きな変化は東アジアの世界にも急速に影響をもたらした。

洪武元年の胡服禁令がまさに示すように、明朝が新しく作った服飾制度の目的は唐の時代の制度に戻すことである。服装を改めることは、「陋胡人旄頭之制、草場簡便之風（胡人の旄頭の制、草場簡便の風を陋とす）」、「特慕唐朝尊重之俗（唐朝尊重の俗を特に慕う）」ためであり、政府はこれを機に風習を改め、「共成復古之盛（共に復古の盛を成す）」ことを目的とした。<sup>36</sup>「胡元」の騎馬民族としての風習、「豪侈粗戾（豪奢かつ無骨）」な風習の一部として、幔笠とその他の金・元など北方民族の服装や髪型が禁止、あるいは特殊な場合のみ着用可能という制限を受けることになった。その後、幔笠は明朝の図像資料から姿を消してしまったのである。特筆すべきは、一部では「明朝の」幔笠の写真が引用されているが、それは引用物の年代が間違えられたり、（例：『宝寧寺明代水陸画』図13を参照）、もしくは明代に改めて刊行された元朝の資料（例：万暦重刊本李孝美の『墨譜』図14を参照）であったりする。



図14

これらの資料は、必ずしも明朝の社会生活の実態を反映したものではなく、研究者が陥りやすい「図像資料で歴史を証明する際のワナ」なのである<sup>37</sup>。

以下の物語は、胡服が禁じられてから 100 年が経過した後に、明朝の人々にとって幔笠が既に見たこともない物になったことを示している。弘治元年（1488）、朝鮮の役人であった崔溥は、風で浙江省にまで漂流し、自らが喪中だったこともあり、頭には「深笠

<sup>35</sup> 関連内容は拙著を参照。『新天下之化：明初礼俗改革研究』、复旦大学出版社、2014 年。

<sup>36</sup> 劉夏『劉尚賓文讀集』卷 4、『統修四庫全書』第 1325 冊、p155。

<sup>37</sup> 歴史研究における図像資料の使い方について、纏哲「以図証史的陷阱」、『讀書』2005・2 を参照。

(幔笠に同じ、朝鮮では後に喪服のひとつになった、以下詳細アリ)」をかぶっていた。

この奇抜な格好がすぐに中国人の注目を集めた。

(陳華)と役人が私のもとを訪れ、私の笠を指さし「これはどんな帽子か」と尋ねた。

私は「喪笠なり。国のしきたりで、3年間墓守をすることになっているが、不幸にも私のように漂流してしまった者、やむを得ずふるさとから離れた者は、天に顔向けできず、血の涙を流すほどの悲しい気持ちをしっかりさせるため、この笠をかぶっている。<sup>38</sup>」

このような長いひさしが日差しを遮る笠子は明の人々にとって甚だ奇妙なもので、崔溥は笠子の説明に多言を費やさなければならなかった。しかし、わずか100年ほど前には笠は江南地区で流行し、上は知識人や士大夫、下は車夫や召使まで、幅広く受け入れられていた。この例が示すように、元から明に移り変わるにつれて、幔笠は明の人々の生活から姿を消してしまったのである。

モンゴル帝国崩壊後、朝鮮半島における幔笠の命運は中国大陸のそれと類似している。高麗末期の国家独立意識もあり、さらには明朝の影響も受け、高麗末期から李氏朝鮮の初期には「胡服」を排除する運動が起こった。復古を呼びかけた明の服飾改革は、高麗末期の儒臣によって「華夏」文明復興の象徴だとみなされた。明朝と高麗が宗藩関係を結ぶにあたり、高麗は度々使節を派遣しては「大明衣冠」の使用許可を懇願し、明朝に対して「慕華向化」(中華文化への憧れや帰順、服従)の意を示した。さらに、元朝の服飾を排除し、明朝の服装を受け入れることは、高麗国内において「祖先の古き良き

---

<sup>38</sup> 崔溥『漂海録』、葛振家点校本、線装書局、2002年、p62。

ものの復興」という特別な意義が付与された<sup>39</sup>。

高麗恭愍王の在位中に、幔笠はひとたび「代言班主」以上の高官が着用する公式な服飾品になった。しかし、明朝を模倣している李氏朝鮮の服飾の中で、幔笠は「郷吏」階級の平服に指定された<sup>40</sup>。李氏朝鮮初期には学識の高い人々を「郷吏」に任命できない規定が設けられた。官僚の中では、「郷吏」が前朝の服装を守り、当世の服装を着用できるのは言うまでもなく軽蔑されるという意味を含んでいた。明の初期にはモンゴル風「一塔頭」という髪型を宦官に命じ、「皂隶」（下級役人）には羽のついた小さな帽子をかぶるように命じたのと同じことである。朝鮮成宗3年（1472）に礼曹は平安道の「郷吏」に他所と同じように『経国大典』に照らし「黒竹方笠」をかぶることを要求したが、激しく反対された。

平安道江西县吏康翰等上言啓「本道諸邑郷吏、率以良民假属、故并着草笠、其来已久、不可依他道例著方笠、請仍旧。」從之。<sup>41</sup>

「良民」出身の郷吏でさえ、卑しい地位を示すことになる幔笠の着用をしたくはなかった。士大夫であればなおさらのことである。前文で崔溥の言葉にあったように、忌中期間中の外出は喪服を着るのがきまりが悪いため、長いひさしのある幔笠をかぶることで、「不敢仰見天日、以堅泣血之心」を示している。幔笠は朝鮮半島において外出する際に一時的に用いられる喪服に変化していた。李氏朝鮮の国王孝宗の在位時には、文臣の許積は君主と

<sup>39</sup> 高麗が明朝の服装のしきたりを取り入れ、「胡服」を改革する過程は拙論を参照。「衣冠与認同：明初朝鮮半島襲用「大明衣冠」歴程初深」、『史林』2017.1。

<sup>40</sup> 『経国大典』卷3の「礼典・儀章」、朝鮮総督府中枢院印刷、1934年、p 231。

<sup>41</sup> 『成宗大王実録』21巻、成宗三年八月丁丑、『朝鮮王朝実録』、第8巻 p680 韓国国史編纂委員会印刷、成宗四年正月壬寅 26巻、『朝鮮王朝実録』第9冊 p2。

冠服制度についての議論を行い、「前王朝（高麗）の士大夫がかぶっていた四角い笠は、即ち現在忌中の人がかぶる方笠のこと<sup>42</sup>」と述べた。

高官の服飾から便宜上の喪服にまで成り下がってしまったため、幔笠の地位は急激に下がってしまった。しかし、朝鮮知識人の「小中華」意識の向上につれ、幔笠は喪服としてさえその資格が問われることになった。丁卯・丙子胡乱の後、学者たちは幔笠の起源に疑問を抱くようになり、忌中期間中の外出時に身に着けるものとしてふさわしいか否かについて議論がなされた。例えば、鄭経世（1563~1633年）は、「平涼笠」をもって「胡金之制」の方笠に取って代わるべきかどうかという質問に対して、「忌中期間中の外出は喪服を着用しなければならず、簡略化してはならない<sup>43</sup>」と回答している。李光庭（1674~1756年）の意見は比較的曖昧で、「方笠は『胡金之制』だったとはいえ、古代の儒学者が喪中の時『深衣方笠』をよく着用していた」のは「喪服で外を歩いてはならない」という習慣があったことから、方笠をかぶることはやむを得なかった<sup>44</sup>としている。それに対して、李德懋（1741~1793年）の考え方は非常にはっきりとしている。

方笠是金人之服、丽末宰相戴之、我朝中叶胥吏戴之、今則為喪人所著。其制尤为怪  
骇。東国喪服粗具礼制、而头著虏笠、不可不改正者也。<sup>45</sup>

「胡金」に端を発する幔笠は庶民の暮らしから徐々に姿を消しただけでなく、根強い夷夏論の上で、便利的な喪服としてさえ疑いの目を向けられ、排斥された。蒙元時代の皇帝から庶民の間で人気を博した状況と比べると雲泥の差である。幔笠の中国と朝鮮半島における栄枯盛衰は、ある意味知識人階級の夷夏意識の消長を図る物差しなっていた。

<sup>42</sup> 『孝宗大王実録』18巻、孝宗八年正月壬辰、『朝鮮王朝実録』第36冊p74。

<sup>43</sup> 鄭経世『愚伏集』11巻「答金伯昌問目（戊午）」、『韓国文集叢刊』第68冊p209。

<sup>44</sup> 李光庭『訥隱集』卷5、「答辛与則（帰錫）問目」、『韓国文集叢刊』第187冊、p223。

<sup>45</sup> 李德懋『青庄館全書』卷61の「論諸笠」、『韓国文集叢刊』第259冊、p94。

## 五．むすび：小さな帽子と大きな歴史

以上の考察により、長らく「瓦楞帽」だと誤解され、更には典型的なモンゴルの服飾品だと見られてきた幔笠は、実は女真族に起源を有する帽子だと分かった。一見小さな笠に過ぎないが、その盛衰の歴史は、12世紀から14世紀にかけての東アジアの民族や政局の変遷、更には東アジアの儒教文化圏における華夷思想、胡漢観念の消長を直観的に反映するものである。

北方民族の要素が色濃い幔笠は、金朝後期に中原地区で流行した。宋朝の王室が中原地区から南に渡ったのち、知識人の間では中原地区は文化的な異国となり、服装や風俗における「華夷の弁」によって幔笠の南部への伝達が困難であった。高麗の国土は、遼や金と隣接していたが、文化における「慕華意識」から彼らの心には遊牧民族の服装に対するわだかまりがあった。13世紀モンゴル人の侵攻により、東アジア大陸の各政権の地理的な境界線、さらには民族間の文化的な垣根がなくなった。幔笠はこの時期のモンゴル族の動きに沿ってアジア各地に伝えられた。夷夏意識が希薄になり、時代の流れや利益が見え隠れする中、北方民族の服装は江南地域で一世を風靡した。高麗はトップダウンで「胡化」を促すやりかたで「鞑靼衣帽（モンゴルの服飾）」を受け入れた。このような政治と思想の背景の中で、幔笠は東アジアの人々に広く受け入れられた。しかし、モンゴル帝国の崩壊は、各民族が融合する時代に終止符が打たれた象徴である。蒙元の古い基盤のもとで興った王朝は新たな政権及び文化の境界線を策定し始めた。日ごとに勢いを増す夷夏意識の影響のもと、幔笠は人々の生活で影を潜め、過去の歴史となってしまった。今日、それは図像資料を用いて時代を区分する際のものさしとなっている（図17、18を参照）。小さな幔笠は、モンゴル帝国前後の政治や文化が変遷した縮図なのである。



図 15



図 16

#### 図像資料の説明

図 1 :『打双陸』、元至順刊『事林廣記』続集 6 卷、『續修四庫全書』第 1218 冊。

図 2 : 日本覆明洪武 4 年刊行『魁本対相四言雜字』、『和刻本中国古逸書叢刊』第 15 冊。

図 3 : 曾鯨絵『張卿子像』。

図 4 :『女真樂図』、『金代樂舞雜劇石刻的新発見』、『文物』1991 年第 12 期。

図 5 : 大安 2 年侯馬董玘磚彫、『平陽金墓磚彫』。

図 6 :『醉歸樂舞図』、陝西蒲城洞耳村元墓壁画（至元 6 年）、『中国出土壁画全集』第 7 冊。

図 7 : 王青墓出土藤幔笠、『山西省大同市元代馮道真、王青墓清理簡報告』、『文物』1962 年第 10 期。

図 8 : 虞集像、元佚名『名賢四像』、『元画全集』第 4 卷第 5 冊。

図 9 :『人物輜輶図』（一部）、福建将樂元代墓室壁画、『中国出土壁画全集』第 10 冊。

図 10 : 周朗『天馬図』明模写本、『故宮藏品大系・绘画編』第 5 冊。

図 11 : 蒙元回鶻文刻本仏本生譚挿絵残片。

図 12 :『史集』挿絵の中の蒙古君主。

図 13 :『誤死針医横遭毒薬嚴寒衆』（一部）、『宝寧寺明代水陸画』より。

図 14 :『和制』、万歴重刊本李孝美『墨譜』挿絵。

図 15 : 旧題『宋佚名百子図』、『宋画全集』第 6 卷第 2 冊。

図 16 : 旧題『道子墨宝・地獄變相図』（一部）、『宋画全集』第 6 卷第 2 冊。